

IGC コードの統一解釈に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 N 編

改正事項

IGC コードの統一解釈に関する事項

改正理由

IGC コード（液化ガスのばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則）は、2014年5月に開催されたIMO第93回海上安全委員会（MSC93）において、その全面改正が決議MSC.370(93)として採択された。本会は既に改正IGCコードを規則に取り入れている。

一方IACSでは、改正されたIGCコードに規定される火災安全設備及び艙装に関する要件について、不明確な点が指摘されたため、それらを検討し、IACS統一解釈としてGC22を2018年4月に、GC23及びGC24を同年7月に採択した。その後、これらの統一解釈が2018年9月に開催されたIMO第5回貨物運送小委員会（CCC5）において審議された結果、統一解釈GC22、GC23及びGC24は一部修正の上合意された。

このため、IACS統一解釈GC22、GC23及びGC24に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 船体構造を保護するヒーティング設備の冗長性の要件について、原則、加熱装置等の二重化が必要である旨明確化した。
- (2) 融点が925℃より低い材料を使用した緊急遮断弁には、耐圧部の健全性等に寄与しない部分に融点が925℃を下回る材料を使用した緊急遮断弁は含まない旨規定した。
- (3) 船首部又は船尾部に設置される追加の救命いかだであっても、貨物エリアに面している場合は水噴霧装置により保護する旨明確化した。
- (4) 水噴霧ポンプの容量決定において保護が要求されるタンク群について、「船の横方向のすべての2つの組み合わせ」を明確化した。

改正条項

鋼船規則検査要領 N 編 N4.19.1, N5.13.1, N11.3.1, N11.3.3, 附属書 1 5.3.1